

地域公共交通会議の組織改正（案）について

1 趣旨

令和 2 年 11 月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下「地域公共交通活性化再生法」という。）の改正に合わせて、陸上交通については地域公共交通計画と補助制度（路線バス幹線補助、コミュニティバスフィーダー補助など）の連動化が必要となった。

これを受けて姫路市地域公共交通会議での補助申請手続が必要となることから、地域公共交通活性化再生法に基づく「姫路市地域公共交通会議」と道路運送法に基づく「姫路市地域公共交通会議陸運分科会」を統合し、「姫路市地域公共交通会議」において、従前からの地域公共交通計画の進捗管理や事業評価、補助制度の計画・事業評価に加えて、コミュニティバスなどの陸上交通の協議などについても、法定協議会において協議を行い国へ申請手続きを行う。

2 組織改正の概要

| 現行 | 改正（案） |
|---|--|
| <p>姫路市地域公共交通会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 【地域公共交通活性化再生法】 — 陸運分科会 【道路運送法】 — 離島航路分科会 【海上運送法】 | <p>姫路市地域公共交通会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 【地域公共交通活性化再生法】 【道路運送法】 — 離島航路分科会 【海上運送法】 |

3 施行日

令和 6 年 1 月